

肥料登録有効期間の更新等について（御案内）

1 提出書類

○ 肥料登録有効期間更新申請書：2部（正本・副本）

※受理した申請書は返却しておりませんので、接受印を押印した控えの返送を御希望の場合は、その旨お知らせ願います。

※令和2年12月21日付けで、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則が改正され、更新申請書への押印を求めないこととなりました（代表者印、捨印及び割印は不要です。なお、押印していただいても、これまでと同様の対応といたします。）

※捨印の押印がなく、申請時に軽微な間違い等があった場合は、申請者様の同意の下で訂正することとします。

○ 収入印紙 8,000円

※正本の1枚目上部余白に貼付してください。消印はしないでください。消印をすると、無効となりますので受理できません。

○ 登録証（原本）

○ 新登録証の返送用封筒

※A4サイズの封筒（定形外・規格内）に簡易書留分の郵便切手を貼付し、送付先の宛名を記入してください。

※郵便切手は490円（重量によって料金が変わるため、40円分の切手を貼付せずと同封してください。不要の場合は新登録証と一緒に返送いたします。）

※今後発行する肥料登録証について、農林水産大臣印の押印が廃止されました。その代替措置として、登録証の右下部に管理番号を付与する取扱いとなります。

2 提出期限

○ 有効期間が終了する日の60日前から30日前まで

※内容確認のため、事前に更新申請書の下書きをメールにて御提示ください。

メール（宛先）： anzen_info@maff.go.jp

（件名）：「肥料登録有効期間更新申請について（申請者名・登録番号等）」

3 更新しない場合

肥料登録を更新しない場合は、有効期間満了後、速やかに「肥料登録失効届」を提出していただく必要があります。詳細は、下記の問合せ先までお電話願います。

4 問合せ先（提出先）

北海道農政事務所 消費・安全部 農産安全管理課（肥料担当）

〒064-8518 北海道札幌市中央区南22条西6丁目2-22 エムズ南22条ビル

電話：011-330-8815